【資料4】

奄美大島海区 漁業調整委員会資料 令和5年6月19日

【議題4】

遊漁に関するアンケートについて (報告)

遊漁に関するアンケート(とりまとめ)

時点:R4.8月末時点

回答漁協:36漁協(支所含め46箇所)

問1 貴漁協の素潜り・潜水器漁業関係者の実態について

素潜り漁業

(1) 漁業従事者 468 人

(2) 年間平均水揚げ額 25~3,000 千円/人

(3) 主な漁獲物 イシダイ, スジアラ, ブダイ, ウニ, アワビ, ナマコ, イセエビ,

ヤコウ貝、海藻等

(4) 使用している道具

もり <u>13箇所</u>

やす <u>4箇所</u>

は具 5箇所

その他 (釣り,手鉤,水中銃)

潜水器漁業

(1) 漁業従事者 106 人

(2) 年間平均水揚げ額 100~14,000 千円/人

(3) 主な漁獲物 イシダイ, スジアラ, ブダイ, ウニ, アワビ, ナマコ, イセエビ,

ヤコウ貝,海藻等

(4) 使用している道具

水中銃 7箇所

もり 5箇所

やす 2箇所

は具 4箇所

その他 (手鉤,追い込網等)

問2 貴漁協管内における遊漁者とのトラブルについて

(1) トラブルの有無 ある 21箇所

(2) トラブルの発生傾向 増加傾向 9箇所

(3) トラブルの事由

遊漁者による施設の損傷,いけす内での遊漁,ゴミの不法投棄,密漁,

漁場での遊漁

問3 遊漁者が使用できる道具について

<遊漁者が利用できる道具>

(1) チョッキ銛と呼ばれる銛の一種は、 先端が外れるため遊漁者が使用できない漁具であるが、貴漁協として認識しているか? 認識している 22箇所



<遊漁者のチョッキ銛使用の有無>

(2) 貴漁協管内で、遊漁者がチョッキ銛を使用している実態はあるか? ある 9箇所

<遊漁者が使用する「やす」等の柄の長さについて>

(3) 遊漁者が魚等を突いて捕るのに使用する「やす」等の柄は、魚を突いた際に手のひらにあるものは認められるが、柄が手から離れて(発射して)魚を突く使用方法は認められていない。

柄の長さや素材については、現時点で規制はなく、従来の竹棒以外に、アルミやカーボン製で3m以上と長いものも使用されている。

遊漁者が使用できる「やす」について,規制は必要であるか,また必要な場合はどのような規制を設けるべきか理由も併せてお教えください。

規制は必要 32箇所

理由 ・道具の多様化が進んでおり、乱獲につながっていること

・現状の規程が曖昧なため

規制すべき内容

ア 柄の長さを規制する <u>23箇所</u>(規制すべき長さ<u>100~300cm以内</u>) 理由 <u>長すぎるものは、広範囲で多くの魚を取ることができるため</u>

イ 素材を規制する <u>13箇所</u>

理由 カーボン製は軽く丈夫であり、簡単に連結することも可能なので、広範囲の 魚を突ける

ウ その他 発射装置(ゴム)の規制

理由・魚を簡単に採捕できる

・やすが手から離れているかがわかりにくいため

(4) チョッキ銛以外に遊漁者が使用している道具でトラブルや問題視されているものはあるか?

あり 3箇所

道具(イセエビ用のはさみ,集魚灯,アワビおこし)

理由・深夜の密漁

・夜間に長時間使用すると漁業者が魚を獲れなくなる

(5) 貴漁協に対し、遊漁者からの水揚げ実績があるか?

ある <u>5箇所</u>

平均頻度 <u>2~18</u>回/年, 平均金額 <u>50~318</u>千円/人, 魚種 アマダイ, アラ, タチウオ, マダイ, ブダイ, イシダイなど

問4 遊漁船業者とのトラブルについて

(1) トラブルの有無 ある 20箇所

(2) トラブルの発生傾向 増加傾向 5箇所

(3) トラブルの事由

・立入禁止区域等への渡船 ある <u>4箇所</u> 内容(沖堤防, 魚礁付近での遊漁)

・遊漁場所によるトラブル ある <u>19箇所</u>

①養殖いけす周辺 <u>11箇所</u>

②飼付付近 <u>4箇所</u>

③ 魚礁・つきいそ付近 <u>11箇所</u>

④漁船操業付近 12箇所

⑤その他(遊漁者による漁場の占領)

・漁具被害 ある 9箇所

詳細・漁具の破損,盗難

・漁具へ釣り具が絡むことによるけが

・施設の破損

・その他のトラブル(上記以外) ある <u>7箇所</u> 内容(漁港内での駐車トラブル)

問5 遊漁者とのトラブル防止対策について

- (1) 遊漁者とのトラブル回避に向けた取組ある 8箇所
- (2) 活用事業:ある 4箇所

活用事業
国庫事業·漁協単独事業

- (3) ·事業名 <u>離島漁業再生支援交付金</u>
 - ・取組内容 密漁防止等に関連する立て看板の設置

問6 今後の海面利用について

- (1) 遊漁者との海面利用に関する意見調整の場が必要か? 必要 23箇所
- (2) 遊漁者と調整すべき事項
 - ・禁止事項や漁業権に関する周知
 - ・夜間の遊漁
 - ・遊漁の実態把握
 - ・漁業操業中の遊漁
- (3) (2)に対し、どのような対策が必要か?
 - ・区画漁業権内の立入禁止
 - ・夜間遊漁の禁止, 見回り強化
 - ・禁止事項の周知